

静岡県警察庁舎広告掲示基準

第1 目的

この基準は、静岡県警察庁舎広告掲示事業実施要領に規定する広告の内容等について定めるものとする。

第2 業種又は業者

次の各号に定める業種又は業者の広告は、掲示しない。なお、広告掲示中であっても、次の各号に定める業種又は業者に該当すると判断した場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の風俗営業、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業、同条第 11 項の特定遊興飲食店営業その他これらに類する業に該当する業種
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する業種
- (3) 消費者金融又は高利貸しに係る業種
- (4) ギャンブルに係る業種（宝くじに係る業種は除く。）
- (5) 興信所又は探偵事務所に該当する業種
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員であると認めるに足りる相当の理由のある業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う業者
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の業者
- (9) 県から入札参加停止措置を受けている業者若しくは県の入札参加停止措置要件に該当する業者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている業者
- (10) その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

第3 掲示基準

掲示する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。なお、静岡県警察（以下「県警察」という。）は、広告ごとにその内容を判断するものとし、修正等が必要な場合は、広告の掲示を行う事業者（以下「選定広告掲示事業者」という。）に修正等を指示できるものとし、選定広告掲示事業者は、正当な理由がある場合を除き、修正等に応じなければならない。

- (1) 法令又は県警察が定める要領等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの（宗教性のあるものとは、例えば、宗教団体による布教

推進を目的とするもの又はそれに類するものをいう。)

- (5) 意見広告
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 責任の所在が不明確なもの
- (8) 内容が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県警察の広報等とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なもの
 - イ 統計、文献、専門用語等を引用し、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - エ 取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- (10) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの
- (11) 事実でないのに、県警察が広告主を支持し、又はその商品、サービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 投機又は射幸心を著しくあおる表現のもの
- (13) 社会的秩序を乱すものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨又はわいせつなもの
 - エ その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (14) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (15) 非科学的なもの及び迷信に類するもので、県民を迷わせ、又は県民に不安を与えるおそれがあるもの
- (16) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損又は業務妨害となるおそれがある表現のもの
- (17) 第三者の氏名、写真、談話、商標及び著作物等を無断で使用したもの
- (18) 皇室、王室、元首、内外の国旗等の尊厳を傷つけるおそれがあるもの
- (19) アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真等を使用したもの
- (20) オリンピック、国際的な博覧会又は大会等のマーク、標語、呼称等を無断で使用したもの
- (21) 詐欺的なもの又はいわゆる悪質商法とみなされるもの

- (22) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (23) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (24) 解雇広告
- (25) 酒、たばこその他の健康的及び教育的配慮が必要なもの
- (26) 健康食品、火薬、危険度の高い金融商品その他の消費事故が想定されるもの
- (27) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項の規定に加えて、必要に応じて広告媒体ごとに、掲示できない広告等の範囲を定めるものとする。

第4 県警察との協議

選定広告掲示事業者は、掲示しようとする広告について、あらかじめ県警察と協議の上、県警察の承諾を得るものとする。